

○北本市地域公共交通会議設置要綱

平成20年6月24日

告示第119号

改正 平成28年3月31日告示第73号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、北本市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (4) 住民及び利用者の代表
- (5) 埼玉運輸支局長の指名する者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、道路管理者、警察関係者、識見を有する者その他の市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会長は、副市長とする。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(謝礼)

第7条 第3条第2号から第7号までに規定する委員が会議に出席した場合には、予算の範囲内において謝礼を支給することができる。

(協議結果)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、市民経済部くらし安全課において処理する。

(平28告示73・一部改正)

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第73号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。